

阿賀野市条例第24号

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第3条第3項中「小・中学生が」を削る。

第3条第4項の表を次のように改める。

区分		1か月	3か月
小学生	往復	1,800円	5,000円
	片道	900円	2,500円
中学生以上	往復	3,600円	10,000円
	片道	1,800円	5,000円

備考

定期利用券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条及び第134条第1項に規定する学校に在学中の者で、これらに通学する者に対して発行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例の規定に基づく定期利用券発行に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。